

標準報酬制についてのお知らせ 2

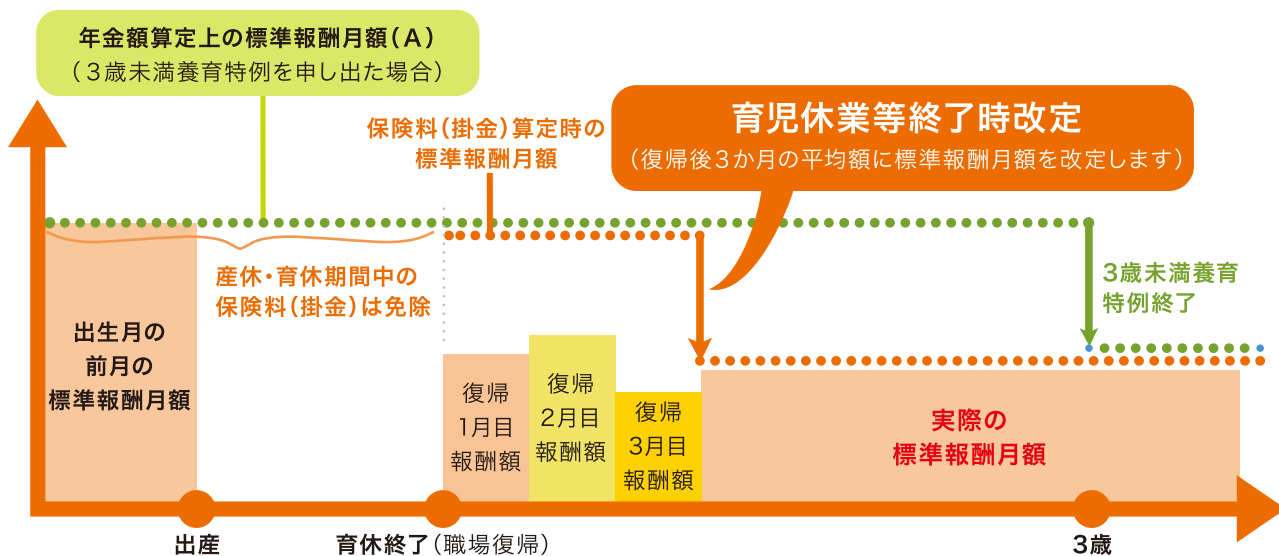
育児休業等終了時改定について 問合せの多い内容にお答えします

育児休業等終了時改定とは

組合員が育児休業等を終了した日において、その育児休業等に係る3歳未満の子を養育し、条件に該当した場合は、標準報酬月額を改定します。この改定を「育児休業等終了時改定(※)」といいます。

育児休業等から復職される方が多くなり、育児休業等終了時改定について問合せも多くなっております。今回は問合せの多い内容にお答えします。

(※) 産前産後休業後に育児休業を取得せずに復職する場合は「産前産後休業終了時改定」になります。



Q1 なのために行うの?

育児休業等から復職後、育児のため報酬額が下がった方の標準報酬月額を、実際の報酬額に近づけるために行います。

■「育児のため報酬額が下がる」とは例えば…

- ① 育児部分休業・育児短時間勤務で給料月額等が減。
- ② 保育園の都合等で引越、通勤手当が下がった。
- ③ 育児のため、超過勤務の少ない部署へ異動し、手当減。

Q3 育児休業等から復帰後、報酬額が上がったらどうなるの?

本制度は報酬額が下がった場合を想定した改定です。報酬額が上がった場合は、育児休業等終了時改定の申出をしても、標準報酬月額は変わりません。

Q2 必ず申し出ないといけないの?

申出は必須ではありませんが、「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」は必ずご提出ください。

申出を希望しない場合は、「育児休業等終了時改定の実施」欄の「申し出ません」にチェックをしてご提出ください。

Q4 次の子の妊娠が判明し、育児休業後に引き続き産前産後休業を取得する場合は、申し出るの?

本制度の申出時期は職場復帰をするときです。育児休業から1日も空けずに、引き続き産前産後休業を取得する場合は、申出は不要です。

※3歳未満養育特例については、かがやき冬号(2016年No.539)もあわせてご覧ください。

http://www.kouritu.go.jp/tokyo/about/kanko/kagayaki539/files/ka539_P16.pdf



問合せ先 福利厚生課経理担当 ☎ 03-5320-6822